

○富山県文化審議会規則

平成9年3月24日

富山県規則第3号

改正 平成11年3月31日規則第8号

平成18年3月31日規則第72号

平成26年3月26日規則第24号

富山県文化審議会規則を次のように定め、公布する。

富山県文化審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県民文化条例（平成8年富山県条例第36号）第25条第5項の規定に基づき、富山県文化審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(顧問)

第4条 審議会に、必要な意見を聴くため、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、知事が任命する。

(平26規則24・一部改正)

(専門委員)

第5条 審議会に、専門の事項を調査研究させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(平26規則24・一部改正)

(部会)

第6条 審議会に、特定の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会の設置、組織及び調査審議すべき事項は、会長が審議会に諮って定める。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、生活環境文化部文化振興課において処理する。

(平11規則8・平18規則72・一部改正)

(細則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年規則第8号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第72号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。